

市 民 生 活



住 民 事 務
国 民 年 金
防 犯 ・ 暴 力 追 放
交 通 安 全 对 策
消 費 者 行 政
計 量 行 政
市 民 相 談
情 報 公 開
個 人 情 報 保 護
国 民 健 康 保 險

住 民 事 務 （市民課）

1 窓口事務

(1) オンラインシステム

住民サービスの向上と事務処理の効率化を図るため、住民情報システムのオンライン化が図られ、昭和59年7月1日より、「山形市電子計算組織導入利用計画」に基づく住民記録漢字オンラインシステムが本稼動した。外国人登録オンラインシステムは昭和59年8月に、印鑑登録オンラインシステムは昭和60年10月にそれぞれ稼動した。

平成21年1月に住民情報を利用する各種システムを更新した。

平成24年7月に、住民基本台帳法の改正により、外国人住民を加えた住民記録漢字オンラインシステムを稼働し、外国人登録オンラインシステムは閉鎖した。平成26年1月に住民情報を利用する各種システムを更新した。

(2) 休日及び時間外の窓口事務

住民票の写し及び印鑑登録証明書について、金曜日（祝日の場合は前日）午前9時～午後3時に電話予約があったものを土曜日の午前9時～正午に市役所守衛室で交付しており、戸籍届出書の休日及び時間外の受領事務についても、守衛室で行っている。

(3) コミュニティセンターにおける諸証明書の即日交付

住民サービスの向上を図るため、滝山・金井・南沼原・千歳の4コミュニティセンター（旧公民館）で、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄・抄本の即日交付を、平成10年7月から開始した。

(4) 市民課オペレーター等業務の委託

住民票・印鑑登録証明書の出力、戸籍謄・抄本等作成業務を平成12年4月から委託した。

平成23年4月から証明書受付業務を追加した。

(5) 霞城セントラル「市民課証明コーナー」の開設

住民サービスの向上を図るため、平成13年1月4日に霞城セントラルビル内に市民課証明コーナーを開設し、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄・抄本の即時交付を平日の午前9時から午後6時までで行っている。

(6) 自動交付機による諸証明書の交付

本庁と東部・霞城・元木・江南の4公民館の5カ所に自動交付機を設置し、平成14年3月から山形市民カード、更に平成17年1月からは住民基本台帳カード利用による住民票の写し、印鑑登録証明書の自動交付を開始した。（市民カードについては、平成21年12月31日で終了した）

(7) 諸証明書の交付時間の延長

平成14年4月から諸証明書（住民票の写し、戸籍謄・抄本、印鑑登録証明書、年金現況届証明、住民票記載事項証明）の交付時間を午後6時まで延長した。

(8) 住民基本台帳ネットワークシステムの稼働

平成14年8月から、各市区町村の住民基本台帳のネットワーク化を図り、都道府県や指定情報処理機関において氏名等の本人確認情報を保有することにより、全国共通の本人確認が可能となった。

平成15年8月からは、住民基本台帳カードの交付、住民票の写しの広域交付のほか住民基本台帳カード利用による転入・転出手続きが可能となった。

(9) 公的個人認証サービスの提供の開始

平成16年1月から行政機関への申請・届出等の行政手続きをインターネットでできるようにするため、インターネット上で申請者本人を確認するための「電子証明書」を発行するサービスを開始した。

(10) 電子申請による住居表示変更証明書の交付申請

平成19年7月から山形県と県内全市町村の共同事業による「山形e-申請システム」を利用した、住居表示変更証明書の交付申請受付のサービスを開始した。

(11) 戸籍電算システム稼働

平成22年10月2日から、平成改製原戸籍・平成改製原附票を除く戸籍証明が電算化され、戸籍謄本・抄本は戸籍全部事項証明・個人事項証明に名称を変更した。また、平成23年2月7日から全ての戸籍証明書が電算化された。

(12) 市民課証明コーナー、即日交付コミュニティセンター、延長窓口における証明書発行種類の拡大

平成22年10月4日から、戸籍電算化に伴い除籍・原戸籍と附票の証明書交付を追加した。

(13) マイナンバー制度の運用開始

「マイナンバー法」が平成27年10月5日に施行され、国民一人ひとりにマイナンバーが通知された。平成28年1月下旬から、申し込みをされた方へのマイナンバーカードの交付を開始した。

(14) マイナンバーカード利用による証明書のコンビニ交付開始

平成28年10月3日から、マイナンバーカード利用による全国のコンビニエンスストアでの住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部・個人事項証明書、戸籍の附票の写しの交付を開始した。

(15) 「広告付き窓口案内表示システム」の運用開始

平成30年6月25日から、各種届出受付用の発券機等の更新に併せて、広告や市政情報等を表示するモニターを導入。待ち時間の快適化等とともに、広告収入による市の経費削減及び新たな財源確保を開始した。



2 住民基本台帳の整備

住民基本台帳法第34条の規定に基づき、住民の居住実態を把握し住民基本台帳の記録の正確性を確保するために住民基本台帳実態調査を行う。住民基本台帳と各課所管台帳との間に符合しない点を発見したときは、当該課は直ちに「住民記録情報連絡票」を起票して市民課に連絡する。

3 各種届出・証明書等取扱件数（平成31年3月31日現在）

（世帯数 102,847世帯 人口 245,554人（うち外国人住民 1,338人） 本籍数 100,417戸籍 本籍人口 243,268人）

（単位：件）

種別		年度	26	27	28	29	30
戸籍	出生		2,719	2,781	2,549	2,515	2,407
	死亡		3,097	2,992	3,141	3,159	3,296
	婚姻		2,464	2,492	2,368	2,257	2,296
	離婚		551	502	517	532	512
	転籍		1,077	1,034	963	959	1,005
	認知		30	32	28	28	15
	養子縁組		247	247	190	195	196
	養子離縁		70	73	69	55	63
	入籍		431	464	388	421	384
	分籍		42	49	40	43	40
	その他		490	505	482	479	483
住民登録	転入		6,249	6,358	6,170	6,356	6,650
	転出		6,184	6,346	6,263	6,241	6,650
	転居		5,571	5,522	5,357	5,328	5,574
印鑑	登録		8,232	8,255	8,239	8,128	8,253
	廃止		8,210	8,145	8,103	8,102	8,261
原付自転車標識	交付		1,125	1,122	1,087	1,018	971
	廃車		1,514	1,638	1,586	1,367	1,388
合計			47,752	48,557	47,540	47,183	

証明書等交付数

（単位：通）

種別		年度	26	27	28	29	30
住民票の写し			124,125 (27,341) <953>	119,783 (26,655) <939>	122,487 (27,897) <645> 《357》	118,524 (26,123) <404> 《1,044》	119,937 (26,286) <219> 《1,811》
戸籍の附票			13,768 (424)	13,002 (491)	12,386 (510) 《10》	12,361 (537) 《14》	12,592 (558) 《35》
住民票記載事項証明			2,610	2,552	2,419	2,413	2,338
戸籍全部事項証明書			36,928 (4,979)	36,123 (5,278)	34,206 (5,078) 《32》	35,011 (5,395) 《75》	35,533 (5,484) 《144》
戸籍個人事項証明書			10,956 (3,554)	11,657 (3,694)	9,991 (3,465) 《18》	10,172 (3,545) 《64》	10,016 (3,527) 《88》
除籍謄抄本			37,675 (2,280)	37,310 (2,348)	36,052 (1,981)	34,850 (1,968)	37,093 (1,806)
戸籍記載事項証明			881	768	868	833	838
印鑑登録証明			76,001 (22,292) <1,151>	72,943 (21,397) <1,063>	72,278 (22,154) <846> 《308》	70,855 (21,656) <606> 《835》	70,601 (21,854) <331> 《1,389》
その他の証明			3,941	4,137	4,512	4,413	4,074
臨時運行の許可			1,209	1,298	1,174	1,161	1,037
商品標識の許可			41	37	37	39	42
合計			308,135 (60,870) <2,104>	299,610 (59,863) <2,002>	296,410 (61,085) <1,491> 《725》	290,632 (59,224) <1,010> 《2,032》	294,101 (59,515) <550> 《3,467》

※（ ）書きは即日交付（4コミュニティセンター・証明コーナー）分、

< > 書きは自動交付機分（平成30年12月28日をもってサービス終了）、《 》書きはコンビニ交付分
広域交付住民票はその他の証明に含む。

国 民 年 金（市民課）

国民年金事業は政府管掌であるが、地方自治法による法定受託事務及び国民年金市町村事務処理基準により、事務の一部を市が実施している。

その主な事務としては、第1号被保険者に係る資格異動・給付裁定・保険料免除申請等の受付と日本年金機構への進達である。また、協力連携事務としては、年金相談及び広報活動を実施している。

1 国民年金被保険者数（平成31年3月31日現在）

区 分	被 保 険 者
第1号被保険者	23,157人
任意加入被保険者	289人
計	23,446人

※山形年金事務所調べ

2 資格異動等窓口受付状況（平成30年度）

種 類	新規(20歳等)	取得(2号から1号被保険者へ)	取得(3号から1号被保険者へ)	転 入	高齢任意加入
受 付 件 数	786 件	3,346 件	563 件	1,115 件	20 件

種 類	資格喪失	付加・農年加入	付加・農年辞退	資格得喪修正	合 計
受 付 件 数	235 件	104 件	2 件	2 件	6,173 件



3 年金請求等窓口受付状況（平成30年度）

種 類	老齢基礎年金請求	障害基礎年金請求	遺族基礎年金請求	死亡一時金裁定請求
受 付 件 数	15 件	73 件	1 件	5 件

種 類	障害基礎年金未支給請求	障害基礎年金死亡届	寡婦年金請求	合 計
受 付 件 数	4 件	4 件	1 件	103 件

4 国民年金保険料免除・学生納付特例申請受付状況（平成30年度）（平成31年3月31日現在）

区 分	一般免除申請 (平成30年7月分保険料から)	学生納付特例
受 付 件 数	3,067 件	2,413 件

5 予約制年金相談件数状況（平成30年度）

種 別	件 数	構 成 比
加入期間に関するもの	1	0.5%
老齢給付に関するもの	11	5.4%
障害給付に関するもの	0	0%
遺族給付に関するもの	6	2.9%
未支給年金請求・その他	186	91.2%
合 計	204	100.0%
相 談 開 設 日 数	44	

※山形年金事務所職員による年金相談（H31.1～月4回から月2回実施）

防 犯 ・ 暴 力 追 放（市民課）

1 山形市防犯推進条例の制定

この条例は、防犯に関する市及び市民の責務を明らかにすることにより、市民の防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の推進を図り、市民の安全で快適な生活を実現することを目的に平成15年3月に制定された。

2 山形市暴力団排除条例の制定

この条例は、暴力団の不当な活動の排除に関して、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、市の講ずべき措置を定め、市民の安全で平穏な生活の確保等を目的に平成23年12月に制定された。

3 山形市防犯協会

防犯思想の普及と啓発に努め、相互扶助の精神をもって治安の維持による明るい地域社会の実現を目指し、現在、28の支部がそれぞれの地域において各種防犯活動を行っている。

4 山形市暴力のない明るい社会をつくる協議会

市民の総意を結集して、暴力追放三ない運動＋1（プラスワン）（①暴力団を恐れない ②暴力団に金を出さない ③暴力団を利用しない＋暴力団と交際しない）を推進することにより、あらゆる暴力を追放し、市民の安全と秩序の維持及び地域社会の健全な発展に努めている。

構成団体は、山形市自治推進委員長連絡協議会・山形市防犯協会・山形市青少年育成推進員連絡協議会など111団体で組織している。

交通安全対策（市民課）

1 山形市交通安全条例の制定

交通安全の確保を図り、市民の安全で快適な生活の実現を目指して、山形市交通安全条例を平成12年10月に制定した。この条例は、市・市民・事業者が一体となって、交通の安全を確保し、安全で快適な生活を実現することが目的である。

2 山形市交通安全計画及び実施計画の作成

交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第26条第1項の規定により、山形市交通安全対策会議が平成28年度に策定した「第10次山形市交通安全計画」（平成28年度～令和2年度）に基づき、実施計画（令和元年度分）を作成し、山形市及び関係機関、団体が講ずべき陸上交通安全の施策を定める。

3 交通安全推進協議会

昭和57年3月30日、山形市交通安全推進市民団体会議は発展的に解散し、同日、山形市交通安全推進協議会を発足した。会長に山形市長、副会長に山形警察署長、山形地区交通安全協会会長、市民生活部長を選任し、家庭・地域・職場等あらゆる立場において交通安全思想の高揚を図り、市民の交通安全運動の発展に努めている。

構成団体は、山形地区交通安全協会・山形市かもしかクラブ連合会・山形市老人クラブ連合会交通安全委員会・山形市自治推進委員長連絡協議会・山形市連合婦人会等の交通安全関係団体である。

4 交通指導員の設置

児童・生徒の通学等の安全を確保するため、昭和43年4月に山形市交通指導員（39人、34カ所）を設けた。令和元年6月1日現在で63カ所に63人を配置している。

5 交通安全専門指導員の設置

市民の交通安全を確保するため、山形市交通安全専門指導員設置要綱を設置し、街頭指導による歩行者の保護、交通安全教育及び安全指導、広報による安全思想の普及、安全施設等の点検と事故防止に努め、事故のない都市を築くため昭和50年度に5人の専門指導員を委嘱した。現在は7人の専門指導員が、幼児・高齢者等の交通安全教育の重点的推進を図っている。

6 地区（学区）交通安全の推進

学校、家族及び地域社会の連携により、地区（学区）の交通安全を推進することを目的に組織された団体に対して助成している。（平成30年度 33団体）

7 交通安全教育の推進

(1) 幼児に対する交通安全教育

3歳児から5歳児及びその保護者を対象に、幼児交通安全クラブ（かもしかクラブ）が地区ごとに結成され、さらに全クラブで組織する山形市かもしかクラブ連合会が結成されており、組織の拡大と集合訓練を通して、地域における幼児交通安全教育を推進している。昭和61年度から保育園を対象に加入促進を図っている。

平成31年3月31日現在のクラブ数 49クラブ（幼児2,776人、保護者186人）（平成30年度交通安全教室開催数 377回）

(2) 児童・生徒に対する交通安全教育

小中学校等の交通安全教室において、各学年に合わせた内容の交通安全教育と正しい歩行、正しい自転車の乗り方等の指導を行い、交通安全意識の高揚を図っている。（平成30年度交通安全教室開催数 141回）

(3) 高齢者に対する交通安全教育

高齢者の交通事故が多発しているため、老人クラブ等で交通安全教室を開催し、交通安全意識の啓発を図っている。（平成30年度交通安全教室開催数 36回）



消 費 者 行 政（消費生活センター）

「消費者基本法」に基づき、山形市消費生活の安定及び向上に関する条例を平成17年12月に制定し、市民の消費生活の安定と向上を図っている。

また、消費者の保護と自立の支援を消費者施策の両輪として総合的に推進するため、山形市消費者行政に関する基本方針を平成20年1月に定め、具体的な消費者施策を実施している。

なお、消費者及び有職者の意見を施策に反映させるため、山形市消費生活の安定及び向上に関する条例に基づき、消費生活審議会を開催している。

1 消費者意識の啓発・支援の強化及び市民組織との連携

(1) 消費生活センター

消費者の保護及び支援施策を総合的に推進する施設の運営管理及び各種事業を実施した。

○開館日 火曜日から日曜日（祝日、月曜日と祝日が重なる日の翌日、年末年始を除く）

○開館時間 午前8時30分から午後5時15分

(2) 消費者教育・啓発

複雑多様化する消費者問題に市民が対応できるよう、消費生活に関する知識や情報を提供するための事業を実施した。

① 消費生活講座

ア 消費生活出前講座

消費者契約や悪質商法について、公民館、学校、企業等に出向いて講座を開催した。（94講座、計3,241人参加）

イ 暮らしの講座

消費生活に関する正しい情報を提供するため講座を実施した。（4講座、計59人参加）

ウ 知るぼると生活講座

適切な金融知識の普及を図るために、山形県金融広報委員会との共催で講座を実施した。（4講座、計240人参加）

② 消費者啓発協力員による啓発

ア 消費者アドバイザー

山形市消費者アドバイザーを設置し、地域において悪質商法等に関する啓発や、情報の収集・提供を行った。

（平成30年度末現在40人）

イ 消費者啓発ボランティア

消費者啓発ボランティアを設置し、「悪質商法に係る情報」を地域において口コミ等できめ細かに提供しよう努めた。（平成30年度末現在94人）また、消費者啓発ボランティア養成講座を開催した。（3回、計8人受講）

ウ 消費者啓発協力員の学習会等

消費者啓発の推進に向けて消費者アドバイザー及び消費者啓発ボランティアを対象に情報交換会及び研修会等を実施した。（6回、延べ285人参加）

③ パネル展示による啓発

消費生活センター内に啓発パネルを常設展示した。

④ 広報等による啓発

消費者被害が予想され、被害の拡大が懸念される情報を、広報やまがたやホームページに掲載するとともに公民館報等への掲載を依頼した。また、消費生活センター情報として消費者啓発協力員等に啓発チラシを配布した。

⑤ 消費生活メールマガジンの配信

山形市公式ホームページ及び携帯サイトより登録した一般消費者等に対して、悪質商法の注意喚起情報や消費者事故情報、暮らしの講座等消費生活イベント情報について、随時配信を行った。（計12回配信）

⑥ マスメディアによる啓発

テレビ広報により悪質商法等に関する注意を喚起するとともに、消費生活相談窓口（消費生活センター）の紹介を行った。（テレビ広報1回）

⑦ 啓発資料・物品の配布

チラシ等の啓発資料や啓発用メモ帳等の啓発物品を作成し、各種講座や消費生活センター等で配布した。また、成人の祝賀式において若者向啓発用クリアファイルを配布した。

⑧ 消費者月間事業

5月の消費者月間において「消費生活フェスタ2018」と題した啓発パネル展（会場：霞城セントラル1階アトリウム）を開催したほか、弁護士、山形県金融広報アドバイザーによる講演会を開催した。

(3) 消費者団体の育成・支援

- ① 山形市消費者連合会に対して補助金を交付し、組織力を高めるとともに実践活動を支援した。(補助金額250千円)
- ② 消費者団体の自主的な活動を支援するため活動場所の提供等を行うほか、活動報告パネル展の開催を支援した。

2 安全で合理的な消費生活の確保

(1) 消費生活相談

消費生活専門指導相談員1名及び消費生活専門相談員5名が、電話や来所による相談を受け処理した。

相談内訳(平成30年度)

区 分	件 数	区 分	件 数	区 分	件 数
食料品	98	土地・建物・設備	33	保健・福祉サービス	53
住居品	66	その他の商品	330	教育サービス	3
被服品	69	クリーニング、賃借、修理工事等	147	内職・相場	5
保健衛生品	52	金融・保険サービス	148	他の役務	170
教養娯楽品	79	運輸・通信サービス	483	他の相談	62
車両、乗り物	30	教養・娯楽サービス	33	計	1,861

(2) 適正な表示の推進

家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法及び電気用品安全法に基づき市内の量販店等に立入検査を実施した。

区 分	検査店舗数	検査品目数	検査点数	不適正表示の件数
家庭用品	5	5	257	0
消費生活用製品	5	6	397	0
電気用品	5	1	0	0



計 量 行 政（消費生活センター）

昭和31年から計量特定市として、計量法及び山形市消費生活の安定及び向上に関する条例第10条の規定に基づき、特定計量器の定期検査、立入検査等を実施している。

1 特定計量器定期検査

取引・証明に使用する特定計量器について、市内を東西に区分して2年に1回の周期で定期検査を実施している。市の指定定期検査機関に検査業務を委託し、平成30年度は東部地区の検査を実施した。

計量器定期検査結果（平成30年度）

区 分	検査戸数	検査個数	不合格数	不合格率(%)
集 合 検 査	236	353	1	0.3
所 在 場 所 検 査	334	1,268	5	0.4
合 計	570	1,621	6	0.4

2 立 入 検 査

(1) 商品量目立入検査

全国一斉商品量目立入検査に合わせて中元期及び年末年始期に立入検査を実施した。

商品量目立入検査結果（平成30年度）

区 分	検査事業所	検査個数	不正個数	不正個数率(%)	文書指導件数
中 元 期	7	258	0	0	0
年 末 年 始 期	7	299	0	0	0
合 計	14	557	0	0	0

(2) 特定計量器立入検査

燃料油メーター・ガスメーター等の封印線の着脱及び検定有効期間等、管理状況の検査を実施した。

① 燃料油メーター立入検査結果（平成30年度）

検査事業所	検査台数	不適正台数	不適正率(%)
12	257	0	0

② ガスメーター立入検査結果（平成30年度）

検査事業所	検査台数	不適正台数	不適正率(%)
2	782	0	0

③ 証明用電気計器立入検査結果（平成30年度）

検査事業所	検査台数	不適正台数	不適正率(%)
2	9	0	0

3 計量意識の啓発

計量制度の普及及び計量意識の向上を目的として啓発事業を実施した。

(1) くらしと計量展

11月1日の計量記念日にちなみ、パネル展示、計量クイズ・体験コーナー等を開催した。

○開催場所 イオン榊山形南店 ○来場者 約1,000名

(2) 親子はかり作り教室

小学校3年生から6年生の児童とその保護者を対象に「棒はかり」の作製教室を開催した。

○参加者 10組22名

市 民 相 談（市民相談課）

1 一般相談（毎週月曜日～金曜日）

市政に対する相談（苦情・要望・提言）の処理にあたっては、即決を原則としている。相談の内容によって、即決しにくい専門的判断を要する場合や、複数の分野にまたがる場合は、時間がかかることを了解してもらいながら解決を図り、市民の信頼を得ている。

また、市民の生活上の相談も行っている。

年度	区分	一 般 相 談	市の行政に関する相談
平成28年度		1,766 件	519 件
平成29年度		1,872 件	460 件
平成30年度		2,059 件	337 件

2 行政に関する相談（毎月第3火曜日）

国・県等への意見・要望・提言等についての相談を受けるため、総務省の行政相談委員による相談を行っている。

・平成30年度 相談件数 6件

3 人権・困り事相談（毎月第2火曜日）

国民の基本的人権の侵犯の監視救済をし、常に自由人権思想の普及高揚を図るため、人権擁護委員による人権相談を行っている。

・平成30年度 相談件数 3件

4 行政書士相談（毎月第2月曜日）

官公署に提出する書類、その他権利義務・事実証明に関する書類等の作成とその手続きについて相談を行っている。

・平成30年度 相談件数 24件

5 登記手続相談（毎月第3水曜日）

法務局に提出する財産相続、売買、贈与等に関する登記書類の作成と、その手続き、土地全般に関する相談を受けるため、司法書士による相談を行っている。

・平成30年度 相談件数 45件

6 土地境界に関する相談（毎月第2木曜日）

土地の境界問題等に関する相談に対応するため、土地家屋調査士による相談を行っている。

・平成30年度 相談件数 27件



情 報 公 開（市民相談課）

山形市では、市政への市民参加の促進と信頼の確保、さらには公正かつ民主的な開かれた市政の実現を目的として情報公開条例を制定し、市長・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価審査委員会・上下水道事業管理者・病院事業管理者・消防長・議会を実施機関として、平成10年7月1日から実施している。

1 行政文書の公開

(1) 公開の対象となる行政文書

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、電磁的記録で、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの。ただし、次のものを除く。

- ① 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設で閲覧等の方法により情報が提供されているもの
- ② 歴史的、文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(2) 請求権者

住所、国籍、年齢の区分なく、何人でも行政文書の公開を請求することができる。

(3) 公開・非公開の決定

実施機関は、公開請求があった日の翌日から起算して14日以内に公開するかどうかの決定を行う。やむを得ない理由により14日以内に決定をすることができないときは、決定期間を延長する場合がある。

(4) 非公開情報

行政文書は、原則公開であるが、個人・法人の権利利益や公共の利益など、一定の合理的理由に基づいて保護する必要がある次のような情報は非公開となることがある。

- ① 法令秘情報
- ② 個人情報
- ③ 法人等事業活動情報
- ④ 審議、検討、協議情報
- ⑤ 事務事業執行情報
- ⑥ 公共の安全秩序維持情報

区分 年度	請 求	公 開	部分公開	非公開	取り下げ
平成28年度	787件	697件	80件	6件	4件
平成29年度	1,035件	952件	74件	1件	8件
平成30年度	998件	931件	58件	6件	3件

(5) 費用の負担

公開を請求した者が写しの交付により行政文書の公開を受けようとするときは、写しの作成及び送付に要する費用を負担する。

（平成30年度）

2 審議会等の会議の公開

(1) 公開の対象となる会議

① 附属機関の会議

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置された審議会等の会議

② 附属機関に類するものの会議

要綱等により市民、学識経験者など本市の職員以外の者で構成され、本市の事務について意見の聴取等を行うため、実施機関のもとに置かれた懇話会、懇談会等の会議

(2) 公開の方法

会議の会場に一定の傍聴席を設け、希望する市民等に、傍聴を認めることにより行う。

(3) 会議の公開・非公開の決定等

会議は原則公開であるが、次に掲げる非公開とする基準に該当するかどうかを、審議会等の長が当該会議に諮って公開・非公開の決定を行う。

- ① 会議での審議内容が、上記行政文書の公開において掲げた6項目の非公開情報に該当すると認められるとき
- ② 会議を公開することにより、審議の妨害や委員に対する圧力等で公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的を達成できなくなることが予測されるとき

個人情報保護（市民相談課）

山形市では、市民の基本的な人権の擁護及び公正かつ民主的な市政の推進を目的として個人情報保護条例を制定し、市長・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価審査委員会・上下水道事業管理者・病院事業管理者・消防長・議会を実施機関として、平成13年4月1日から実施している。

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、氏名、生年月日など特定の個人を識別できるもの及び個人識別符号（指紋データ、旅券番号など）をいう。

1 市が保有している個人情報の適切な取扱い等

(1) 取扱いの制限

要配慮個人情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴など）について、原則として収集や利用提供などの取扱いを禁止する。

(2) 収集の制限

個人情報を収集するときは、事務の目的を明らかにし、その目的に必要な範囲内で原則として本人から収集する。

(3) 利用・提供の制限

事務の目的の範囲を超えて個人情報を内部で利用し、又は外部に提供することを原則として禁止する。

(4) 適正な管理

事務の目的を達成するために必要な範囲内で個人情報の正確性を保ち、漏えい、改ざん、滅失等のないよう管理する。

2 自己情報の開示請求権等

(1) 開示請求権

市が保有している個人情報について、本人がその開示を求めることができる。

(2) 訂正請求権

開示を受けた個人情報に、事実の誤りがあるときは、その訂正を求めることができる。

(3) 利用停止請求権

開示等の決定を受けた個人情報が、条例の規定に反して取り扱われているときは、その利用停止を求めることができる。

(4) 開示等をするかどうかの決定

開示請求の場合は請求があつた日の翌日から起算して14日以内に、訂正請求、利用停止請求の場合は請求があつた日の翌日から起算して30日以内に開示、訂正、利用停止を行うかどうかの決定を行う。ただし、やむを得ない理由があるときは、決定期間を延長する場合がある。

(5) 非開示情報

請求があつた個人情報は、原則開示となるが、個人・法人の権利利益や公共の利益など、一定の合理的理由に基づいて保護する必要がある次のような情報は、非開示となることがある。

- ① 法令秘情報
- ② 第三者情報
- ③ 評価、診断等情報
- ④ 審議、検討、協議情報
- ⑤ 事務事業執行情報
- ⑥ 公共の安全秩序維持情報

(6) 費用の負担

開示を請求した者が写しの交付により個人情報の開示を受けようとするときは、写しの交付及び送付に要する費用を負担する。

開示請求の状況

区分 年度	請 求	開 示	部分開示	非開示	取り下げ
平成28年度	19 件	11 件	4 件	4 件	0 件
平成29年度	12 件	3 件	7 件	1 件	1 件
平成30年度	17 件	8 件	5 件	4 件	0 件



国民健康保険（国民健康保険課）

1 国民健康保険事業

(1) 加入状況（平成30年度決算）

（平成31年3月末現在）

全 市		国民健康保険		加入率(%)
世帯	人口	世帯	人口	
世帯 102,847	人 245,554	世帯 28,980	人 45,451	世帯 28.18
				被保険者 18.51

(2) 給付内容

① 療養の給付

区 分	給付割合
未就学児	8割
未就学児及び70歳以上以外	7割
70歳以上	8割※
70歳以上（一定以上所得者）	7割

※昭和19年4月1日以前生まれの方は、
給付割合9割

② 出産育児一時金 1件 420,000円 ※404,000円の場合有（平成27年1月から）

③ 葬祭費 1件 50,000円

(3) 給付実績（平成30年度）

区 分	件 数	費 用 額	保険者負担分	一件当り	年間平均	受診率
				費用額	被保険者数	
	件	円	円	円	人	%
療養給付 一般	910,832	18,456,788,026	13,466,864,920	20,264	一般	1,956.72
退職	7,402	134,065,658	93,587,776	18,112	46,549	2,277.54
療養費等 一般	15,370	147,290,680	107,496,469	9,583	退職	33.02
退職	182	1,463,050	1,024,115	8,039	325	56.00
高額療養費 一般	30,566		1,873,131,751	61,282	全体	
退職	135		15,477,617	114,649	46,874	
出産育児一時金	88		37,382,714	※420,000		
葬 祭 費	299		14,950,000	50,000		

(4) 令和元年度の給付費予算（当初）

① 療養給付費

区 分	保険者負担分	一人当り給付費	被保険者数
	千円	円	人
一般被保険者	13,681,800	302,440	45,238
退職被保険者等	45,000	269,461	167

② 療養費

区 分	保険者負担分	一人当り給付費	被保険者数
	千円	円	人
一般被保険者	116,693	2,580	45,238
退職被保険者等	500	2,994	167

③ その他の給付

区 分	出 産 育 児 一 時 金			葬 祭 費		
	支給額	件 数	金 額	支給額	件 数	金 額
予 算	円	件	千円	円	件	千円
	420,000	130	54,600	50,000	320	16,000

(5) 国民健康保険税（現年課税分）

区 分	収 納 額	調定見込額	一世帯当たり調定見込額		一人当たり調定見込額	
			金 額	前年度比	金 額	前年度比
	千円	千円	円	%	円	%
平成30年度当初予算	4,428,275	4,896,353				
" (医療分)	3,172,775	3,498,170	163,878	97.23	103,793	99.53
" (支援金分)	968,398	1,067,718				
" (介護分)	287,102	330,465				
平成30年度決算見込	4,611,123	5,007,346				
" (医療分)	3,308,375	3,581,816	169,654	100.12	107,182	101.43
" (支援金分)	999,503	1,082,880				
" (介護分)	303,245	342,650				
令和元年度当初予算	4,406,731	4,822,216				
" (医療分)	3,165,827	3,454,316	166,473	101.58	106,205	102.32
" (支援金分)	955,670	1,042,870				
" (介護分)	285,234	325,030				



(6) 税率等

① 医療分（平成31年度改正）

区 分	変 更 前	変 更 後	
	税 率 等	税 率 等	備 考
所 得 割 額	9.42%	9.42%	平成31年度分 以降
被保険者均等割額	22,800円	22,800円	
世帯別平等割額	26,700円	26,700円	
課 税 限 度 額	580,000円	610,000円	

② 後期高齢者支援金分（平成28年度改正）

区 分	変 更 前	変 更 後	
	税 率 等	税 率 等	備 考
所 得 割 額	2.79%	2.79%	平成28年度分 以降
被保険者均等割額	6,700円	6,700円	
世帯別平等割額	8,400円	8,400円	
課 税 限 度 額	170,000円	190,000円	

③ 介護分（平成27年度改正）

区 分	変 更 前	変 更 後	
	税 率 等	税 率 等	備 考
所 得 割 額	2.08%	2.08%	平成27年度分 以降
被保険者均等割額	13,600円	13,600円	
課 税 限 度 額	140,000円	160,000円	

(7) 事業経営の状況

(単位：円)

年 度	決 算 額			一般会計からの繰入金
	歳 入	歳 出	収 支 差 引	
平成 3	10,916,753,389	10,191,298,788	725,454,601	208,664,040
4	11,754,949,127	11,133,156,566	621,792,561	414,613,980
5	11,966,553,603	11,332,749,377	633,804,226	480,502,500
6	12,944,302,119	12,046,036,602	898,265,517	546,300,720
7	13,443,079,708	12,689,582,348	753,497,360	544,714,000
8	13,846,317,682	12,965,912,265	880,405,417	560,612,060
9	13,727,144,504	12,931,116,192	796,028,312	572,240,120
10	14,108,215,020	13,354,265,479	753,949,541	584,676,860
11	15,008,066,048	14,614,149,944	393,916,104	598,310,640
12	15,497,582,746	15,261,873,672	235,709,074	646,775,160
13	16,279,838,791	16,269,374,160	10,464,631	681,775,000
14	16,280,809,191	16,270,989,020	9,820,171	673,078,200
15	18,163,948,957	17,894,753,835	269,195,122	1,202,136,690
16	18,919,760,859	18,497,929,696	421,831,163	1,175,954,946
17	19,855,815,572	19,518,850,640	336,964,932	1,261,499,000
18	20,707,576,864	20,573,981,846	133,595,018	1,170,907,000
19	22,625,808,688	22,615,133,554	10,675,134	1,348,189,000
20	22,141,191,230	21,521,813,329	619,377,901	1,116,049,630
21	22,434,236,676	22,047,470,605	386,766,071	1,124,748,356
22	23,528,613,428	22,791,930,570	736,682,858	1,775,887,042
23	24,705,366,963	23,408,522,918	1,296,844,045	1,762,875,624
24	25,869,824,871	24,949,486,023	920,338,848	1,761,501,405
25	24,900,337,786	24,391,636,948	508,700,838	1,268,574,705
26	24,680,822,972	23,728,627,570	952,195,402	1,255,722,611
27	27,728,742,531	27,688,936,129	39,806,402	1,523,059,463
28	27,268,155,188	26,695,120,231	573,034,957	1,557,724,588
29	27,086,480,596	26,135,677,386	950,803,210	1,676,725,851
30	23,393,553,572	23,107,268,083	286,285,489	1,557,583,093

(8) データヘルス計画に基づく保健事業（令和元年度）

データヘルス計画に基づき、以下の保健事業を実施し、国民健康保険加入者の健康寿命の延伸を図る。

- ① 特定健診受診促進事業
- ② 特定保健指導利用促進事業
- ③ 要治療者に対する受診勧奨事業
- ④ 糖尿病等重症化予防事業
- ⑤ 健康講座等による生活習慣病予防の普及啓発事業
- ⑥ 重複頻回受診者対策事業
- ⑦ ジェネリック医薬品普及促進事業

2 後期高齢者医療

(1) 加入状況（平成31年3月31日現在）

県全体加入者数	山形市加入者数	加 入 率
193,625 人	37,870 人	19.6 %

(2) 保険料徴収額 (平成 30 年度)

現年度分		滞納繰越分	合 計
特別徴収保険料	普通徴収保険料		
1,581,779,700	861,742,510	9,984,810	2,453,507,020

(3) 後期高齢者医療広域連合納付金 (平成30年度)

保険料等負担金	事務費負担金	合 計
2,994,497,100	120,287,280	3,114,784,380

